教育相談心理専門員（会計年度任用職員）の募集について

江東区教育員会事務局教育センターでは、会計年度任用職員を次のとおり募集します。

募集人数	１名
勤務場所	江東区教育センター（江東区東陽２－３－６）
職務内容	１　面接相談 ２　区内在住・在学の幼児・小中学生とその保護者を対象とした心理検査 （ＷＩＳＣ－Ⅴ知能検査等）の実施 ３　パソコンを利用したフィードバックの作成 ４　書類整理事務等
応募資格 （求められる能力）	・臨床心理士または公認心理師の資格を有する者 ・Ｅｘｃｅｌ、Ｗｏｒｄ等のソフトを操作し、基本的な入力・文書作成等ができる方
任　　期	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで。 ※採用後１ヵ月間は条件付採用期間となります。 ※原則として任用期間終了時までの勤務であり、再度任用はありません。ただし、育児休業者等の状況により育児期間内に限り再度任用の可能性があります。
勤務日数	１２日～１５日／月 ※原則として、任用期間中の月の勤務日数は固定になります。 ※勤務日は月曜日～土曜日です。（日曜・祝日、年末年始等を除く）
勤務時間	８時３０分から１７時１５分まで（休憩時間１２時～１３時）
休　　暇	年次有給休暇 夏季休暇（有給。７月１日～９月３０日の間に取得可） その他　慶弔休暇（有給）等あり

報　　酬	日額１７，２８０円×勤務日数 ※　上記のほか、通勤手当相当（上限５５，０００円／月） ※　特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。 （期末勤勉手当） （基準日（６月１日、１２月１日）前１か月以内に在籍し、かつ、一会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が６か月以上または基準日までに発令されている任期が引き続いて６か月以上あり、週当たりの勤務時間が１５時間３０分未満、かつ、週当たりの勤務日数が２日以下でない者を対象に支給します。）
加入保険	健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、介護保険
応募方法 申込期限	（応募方法） 次の書類を江東区教育センター本館棟２階管理係に郵送、持参もしくは区ホームページの申し込みフォームから提出してください。 ※持参の場合、受付時間は土・日・祝日を除く平日の９時～１７時 （１）『江東区会計年度任用職員申込書（カラー写真貼付）』※応募書類は区ホームページよりダウンロードしてください。 （２）各種資格書の写し （３）『返信用封筒１通』（合否通知等の郵送先住所と氏名を記載し、返信用切手を貼付してください。）　※申込フォームより申込の場合は不要、その場合の合否連絡は電子メールでの連絡となります。 （申込期限） **令和８年１１月２５日（水）１７時必着** ※以降定員に達しない場合は定員に達するまで
選　　考	１次選考（書類選考）　令和８年１２月上旬予定 ２次選考（面接）　令和８年１２月中旬～下旬予定 選考日：別途通知いたします。 選考場所：教育センター ※結果発表：１次、２次選考ともに合否に関わらず、文書もしくは電子メールでの連絡となります。
注意事項	１　地方公務員法第１６条に該当する以下の方は応募できません。 （１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （２）江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 （３）人事委員会又は公平委員会の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

	（４）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ２ 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込の際、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用しない場合があります。また、特定性犯罪の前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪の前科があった場合、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。
その他	１ 江東区は求職者等へのセクシュアルハラスメント防止に関するルールを定めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は当区ホームページ（ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｃｉｔｙ．ｋｏｔｏ．ｌｇ．ｊｐ／０５２１００／ｓａｉｙｏｈａｒａｓｓｍｅｎｔ．ｈｔｍｌ）をご覧ください。 ２ 任用手続き中または採用後に、採用理由が消滅した場合（産休・育休代替職員が必要とされなくなった場合）には、採用を中止するか、または退職していただくことになります。 ３ 提出書類は合否に関わらず返却しません。 ４ 選考の経過及び結果に関する問合せには応じられません。
申込み・ 問い合わせ先	〒１３５－００１６　江東区東陽２－３－６ 教育センター管理係 電話番号　０３－３６４５－７１２１

※　この募集内容は、令和９年度の予算の成立をもって正式決定します。